

とよかわ元気電子応援券等発行事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、物価高騰による家計負担や地域経済の影響を鑑み、市民生活の支援を図るとともに、地域における消費を喚起し地元事業者を応援することで、地域経済の活性化を図るため、豊川市（以下「市」という。）が市民を対象にとよかわ元気電子応援券（以下「電子応援券」という。）を付与するとともに、プレミアム付電子商品券（以下「電子商品券」という。）を販売する事業の実施について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子応援券 前条の目的を達成するために、市によって付与される電子応援券をいう。
- (2) 電子商品券 前条の目的を達成するために、市によって販売される電子商品券をいう。
- (3) 付与対象者 電子応援券の付与を希望する、令和8年5月1日（以下「基準日」という。）において、市の住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (4) 購入対象者 電子商品券の購入を希望する、基準日において、市の住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (5) 付与通知 市が発送する電子応援券を付与したことの通知をいう。
- (6) 購入引換通知 市が発送する電子商品券を購入するために必要な通知をいう。
- (7) 特定取引 電子応援券及び電子商品券が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証票の他にこれらに類するものを除く。）の販売又は役務の提供をいう。
- (8) 特定事業者 特定取引を行うことができる事業者として市に登録された者をいう。
- (9) 専用アプリ スマートフォン等でダウンロードする電子応援券及び電子商品券の専用アプリケーションをいう。

(特定取引の対象)

第3条 特定事業者は、次の各号に掲げる支払い等に電子応援券及び電子商品券を使用させることはできない。

- (1) 消費喚起に寄与しない次に掲げるものの支払い
 - ア 家賃、地代、駐車場代等
 - イ 介護又は医療に係る料金
 - ウ 国税、地方税、公共施設使用料等
 - エ 幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料
 - オ 各種公共料金等（電気、ガス、水道、電話料、通信料、保険料等）
- (2) 法律により販売が禁止されるたばこの代金の支払い
- (3) 投資性、換金性の高い次に掲げるものの支払い
 - ア 土地又は家屋の購入代
 - イ 有価証券、前払式証票、金融商品（株・証券・投資等）等の代金
 - ウ 商品券、金券、図書カード、ビール券、プリペイドカード、乗車券、定期券等の代金

エ 現金を交通系カード等にチャージする目的の代金

- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業に該当する営業に係る支払い
- (5) 反社会勢力が経営又は運営する店舗で提供される商品、サービス等の支払い
- (6) 事業活動によって生じた支払い（仕入れ、原材料費等）
- (7) 公序良俗に反するものへの支払い
- (8) 前各号に掲げるもののほか、この電子応援券及び電子商品券の発行目的にそぐわないものへの支払い

（電子応援券及び電子商品券の使用可能額面等）

第4条 電子応援券及び電子商品券の使用可能額面及び店舗は以下のとおりとする。

(1) 電子応援券の使用可能額面及び店舗

使用可能額面	使用店舗
3,000円	全特定事業者が営む店舗

(2) 電子商品券1セットあたりの使用可能額面及び店舗

1セットあたりの使用可能額面	使用店舗
5,000円	特定事業者が営む大型店（店舗面積1,000㎡超の大規模小売店）を除く店舗
2,000円	全特定事業者が営む店舗

（電子応援券及び電子商品券の使用範囲等）

第5条 電子応援券及び電子商品券は、特定事業者との間における特定取引においてのみ使用することができる。

- 2 電子応援券及び電子商品券の使用期間は、令和8年6月1日から同年11月30日までの間とする。
- 3 電子応援券及び電子商品券は、転売、譲渡、交換及び換金（第15条の規定に基づく換金を除く。）を行うことができない。

（電子応援券の付与）

第6条 市は、この要領に定めるところにより、付与対象者1人につき3,000円分の電子応援券を付与する。

（電子応援券の付与申込）

第7条 付与対象者は、専用アプリをダウンロードし、専用アプリから申込みを行う。

- 2 前項の申込みは、付与対象者本人の同意がある場合は、基準日において市の住民基本台帳に記録されている3親等以内の親族（同居であるかどうかは問わない。）を代理人として行うことができる。
- 3 前項の代理人は、複数の付与対象者について本人の同意を得た上で、まとめて申込みを行うことができる。
- 4 電子応援券の申込期間は、令和8年5月11日から同年6月30日までの間とする。

(付与通知の送付)

第8条 市は、前条の規定による申込みを受けたときは、その内容を確認の上、当該付与対象者に対し付与通知を送付する。

(電子商品券の販売等)

第9条 市は、この要領に定めるところにより、購入対象者に電子商品券を販売する。

2 市は、購入対象者1人につき最大2セット(1セットは、額面7,000円の電子商品券とし、5,000円で販売できるものとする。)で額面14,000円の電子商品券を販売することができる。

3 電子商品券の販売に際し、購入希望数が販売予定セット数に達しなかった場合は、前項の規定にかかわらず、市は、購入対象者1人につき、複数回電子商品券を販売することができる。

(電子商品券の購入申込)

第10条 購入対象者は、専用アプリにおいて申込みを行う。

2 前項の申込みは、購入対象者本人の同意がある場合は、基準日において市の住民基本台帳に記録されている3親等以内の親族(同居であるかどうかは問わない。)を代理人として行うことができる。

3 前項の代理人は、複数の購入対象者について本人の同意を得た上で、まとめて申込みを行うことができる。

4 電子商品券の申込期間は、令和8年5月11日から同年6月30日までの間とする。ただし、購入希望数が販売予定セット数に達しなかった場合はこの限りでない。

(購入引換通知の送付)

第11条 市は、前条の規定による申込みを受けたときは、その内容を確認の上、当該購入対象者に対し購入引換通知を送付する。ただし、販売セット数を超える購入申込があった場合は抽選とし、当選した者にのみ購入引換通知を送付する。

2 市は、前項の規定により送付した購入引換通知は、いかなる理由があっても再送付はしないものとする。

(電子商品券の販売)

第12条 購入引換通知を受けた購入対象者は、購入引換通知に記載のURLから専用アプリ上の購入ページへログインする方法により、電子商品券を購入することができる。

2 市は、前項の規定により販売した電子商品券は、いかなる理由があっても返品、返金、再発行及び再販売はしないものとする。

(特定事業者の募集)

第13条 市は、別に作成するとよかわ元気電子応援券等事業特定事業者募集要領(以下「募集要項」という。)を公示して特定事業者を募集し、応募した事業者を登録する。

(特定事業者の責務)

第14条 特定事業者は、前条の募集要項に定める事項を遵守しなければならない。

2 市は、特定事業者が募集要項に違反する行為を行ったと認められた場合には、当該特定事業者の登録取消又は換金の拒否を行うことができる。

(電子応援券及び電子商品券の換金手続)

第15条 市は、特定取引において電子応援券及び電子商品券が使用された場合は、特定事業者に対し、その使用された金額に相当する金銭を支払うものとする。

2 前項の場合において、特定事業者は、市に、令和8年11月30日までの特定取引において受け取った電子応援券及び電子商品券の換金を申し出る。

3 市は、特定事業者が指定する金融機関の口座に振り込む方法により、電子応援券及び電子商品券の換金手続を行う。当該換金手続は、募集要項で定められた換金振込スケジュールに従って行うものとする。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、とよかわ元気電子応援券等発行事業の実施に伴い必要な事項は、市が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

とよかわ元気電子応援券等発行事業特定事業者募集要項

1 目的

この要項は、とよかわ元気電子応援券等発行事業実施要領第13条に定める特定事業者の募集について、必要な事項を定める。

2 資格要件

豊川市内で適法に事業を営んでおり、かつ店舗を有する事業者とする。ただし、下記項目に該当する場合は対象外とする。

- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）。
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定するもの、又はこれに類するもの。
- (8) 公序良俗に反するもの。

3 登録方法

- (1) 特定事業者となることを希望する者は、申請に必要な事項を利用店舗登録専用WEBサイト（以下「専用WEBサイト」という。）により申請する。

複数の店舗を営んでいる者は、店舗ごとに申請を行う。

- (2) 豊川市（以下「市」という。）は、前項の規定により申請を受理したときは、速やかに内容を確認の上、特定事業者に登録完了の通知を行い、とよかわ元気電子応援券等発行事業を行うために必要な用品一式を配付する。

4 申込期間

令和8年4月9日12時から同年10月31日23時59分まで

5 とよかわ元気電子応援券及びプレミアム付電子商品券（以下「いなりんPay」という。）の概要

- (1) とよかわ元気電子応援券は、1人につき3,000円を付与し、プレミアム付電子商品券は、額面7,000円分を1セットとし、5,000円で販売する。また、1人につき2セットまで購入できる。
- (2) 特定事業者は、いなりんPayを提示した者に対し、令和8年6月1日12時から同年11月30日23時59分まで（以下「有効期限」という。）に限り、券面記載額に相当する物品（販売できない品目を除く）の販売又は役務の提供（以下「取引」という。）を行う。
- (3) いかなる理由があろうとも、有効期限後のいなりんPayの使用はできない。
- (4) いなりんPayの使用対象外となる物品又は役務は以下のものとする。
 - ア 消費喚起に寄与しない次に掲げるものの支払い
 - (ア) 家賃、地代、駐車場代等
 - (イ) 介護又は医療に係る料金
 - (ウ) 国税、地方税、公共施設使用料等
 - (エ) 幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料
 - (オ) 各種公共料金等（電気・ガス・水道・電話料・通信料、保険料等）
 - イ 法律により販売が禁止されるたばこの代金の支払い
 - ウ 投資性、換金性の高い次に掲げるものの支払い
 - (ア) 土地又は家屋の購入代
 - (イ) 有価証券、前払式証票、金融商品（株、証券、投資等）等の代金
 - (ウ) 商品券、金券、図書カード、ビール券、プリペイドカード、乗車券、定期券等の代金
 - (エ) 現金を交通系カード等にチャージする目的の代金
 - エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業に該当する営業に係る支払い
 - オ 反社会勢力が経営又は運営する店舗で提供される商品、サービス等の支払い

- カ 事業活動によって生じた支払い（仕入れ、原材料費等）
- キ 公序良俗に反するものへの支払い
- ク アからキまでに掲げるもののほか、いなりんP a yの発行目的にそぐわないものへの支払い

6 特定事業者の義務

特定事業者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 法令等又は本要項に定めた事項を遵守すること。
- (2) 登録に関する虚偽又は不正行為をしないこと。
- (3) 市が配付するいなりんP a y取扱店ステッカー等を消費者に分かりやすく、見やすい場所に掲示すること。
- (4) いなりんP a yの利用を見込んで通常よりも高い価格を設定するなど、消費喚起の趣旨に反する行為をしないこと。
- (5) いなりんP a yの不正使用が疑われる場合は、いなりんP a yの使用を拒否するとともに、その事実を速やかに報告すること。
- (6) 換金目的でのいなりんP a yの購入をしないこと。
- (7) 自社商品の購買にいなりんP a yを利用しないこと。
- (8) いなりんP a yの交換、譲渡及び売買をしないこと。
- (9) いなりんP a yを、事業者間取引に伴う代金（商品仕入れ代金、諸経費等）の支払いに使用しないこと。
- (10) いなりんP a yの利用を求める者に対し、特定事業者の都合により、利用を拒んではならないこと。
- (11) 特定事業者及び特定事業者のもとで従事する者又は従事していた者は、知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用しないこと。また、本事業が終了した後においても同様とする。
- (12) 市が運営するWEBサイト及びアプリケーション上のすべての著作物、肖像、キャラクター、マーク、その他の情報のダウンロード、プリントアウト及びその他の方法による複製は、特定事業者が自店における、いなりんP a y利用促進の目的のために限られた範囲以外で使用しないこと。その他著作権法で認められている範囲を超えて、市が運営するWEBサイト及びアプリケーションに掲載されているコンテンツを無断で使用しないこと。

7 登録の取消等

- (1) 市は、特定事業者がこの募集要項に違反する行為を行ったと認められた場合には、特定事業者登録の取消又は換金の拒否を行うことができる。
- (2) 特定事業者は、専用WEBサイトに登録した情報に変更が生じた場合には、速やかに登録内容を変更しなければならない。

8 いなりんP a yの換金

- (1) 特定事業者の換金手数料は無料とする。
- (2) 換金は口座振替とする。特定事業者は事前に専用WEBサイトにより振込先口座を登録する。
- (3) 口座への振込みは別記のスケジュールに従い行うものとする。

附則

この要項は、令和8年4月1日から施行する。

別記 いなりんPay換金振込スケジュール

回数	換金申込日	振込予定日
1	令和8年6月1日から 令和8年6月15日まで	令和8年6月30日
2	令和8年6月16日から 令和8年6月30日まで	令和8年7月15日
3	令和8年7月1日から 令和8年7月15日まで	令和8年7月31日
4	令和8年7月16日から 令和8年7月31日まで	令和8年8月14日
5	令和8年8月1日から 令和8年8月15日まで	令和8年8月31日
6	令和8年8月16日から 令和8年8月31日まで	令和8年9月15日
7	令和8年9月1日から 令和8年9月15日まで	令和8年9月30日
8	令和8年9月16日から 令和8年9月30日まで	令和8年10月15日
9	令和8年10月1日から 令和8年10月15日まで	令和8年10月30日
10	令和8年10月16日から 令和8年10月31日まで	令和8年11月13日
11	令和8年11月1日から 令和8年11月15日まで	令和8年11月30日
12	令和8年11月16日から 令和8年11月30日まで	令和8年12月15日